

## 九州自然歩道魅力ステップアップ事業補助金交付要綱

令和3年8月6日

環境森林部自然環境課

(趣旨)

第1条 県は、九州自然歩道等の利活用を推進するため、予算で定めるところにより、九州自然歩道魅力ステップアップ事業実施要領（令和3年8月6日定め。以下「実施要領」という。）に基づき事業を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる補助事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 県内に事業所を有する事業者（一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人又は特定非営利活動法人を含む。）

イ 県内に事業所を有する事業者等で構成する協議会、組合等の団体

ウ その他知事が適当と認める者

(2) 県税に未納がないこと。

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係

る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 法人にあっては、第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第4号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき  
変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、九州自然歩道魅力ステップアップ事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年度の予算に係る九州自然歩道魅力ステップアップ事業補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の予算に係る九州自然歩道魅力ステップアップ推進事業から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助率
実施要領第 2 の事業に要する次の経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、人件費、その他知事が必要と定めた経費（別表 2）で、事務的・管理的な経費及び用地取得費等を除く。	10 分の 10 以内 （ただし、1 団体につき 60 万円を上限とする。）

別表 2

## 「補助対象経費」詳細

項 目	補助対象経費の内訳
需要費	
消耗品費	活動に必要な消耗品及び資材等の購入に要する経費 ※消耗品費とは、単体で取得価格が 5 万円未満（消費税込み）のもの
燃料費	活動に必要な燃料購入に要する経費
印刷製本費	活動に必要な印刷に要する経費
修繕費	活動に必要な設備、備品等の修繕に要する経費
役務費	
通信運搬費	活動に必要な電話通信料等に要する経費
手数料	活動に要する保険代、振込手数料等に要する経費
委託料	調査業務、看板製作設置、崩土除去等の委託に要する経費
その他知事が認めた経費	活動に必要な経費で、上述以外の経費 ※個別案件毎に協議の上決定する 例) 機械リースに要する賃借料、視察に要する旅費交通費